

## 白井市地域福祉計画策定等委員会について

## 1 白井市地域福祉計画について

白井市第2次地域福祉計画は、総合計画の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」を、健康・福祉分野から実現するための基幹計画として位置づけられ、個別計画のめざす姿を指し示す役割を担っています。

## 【参考】

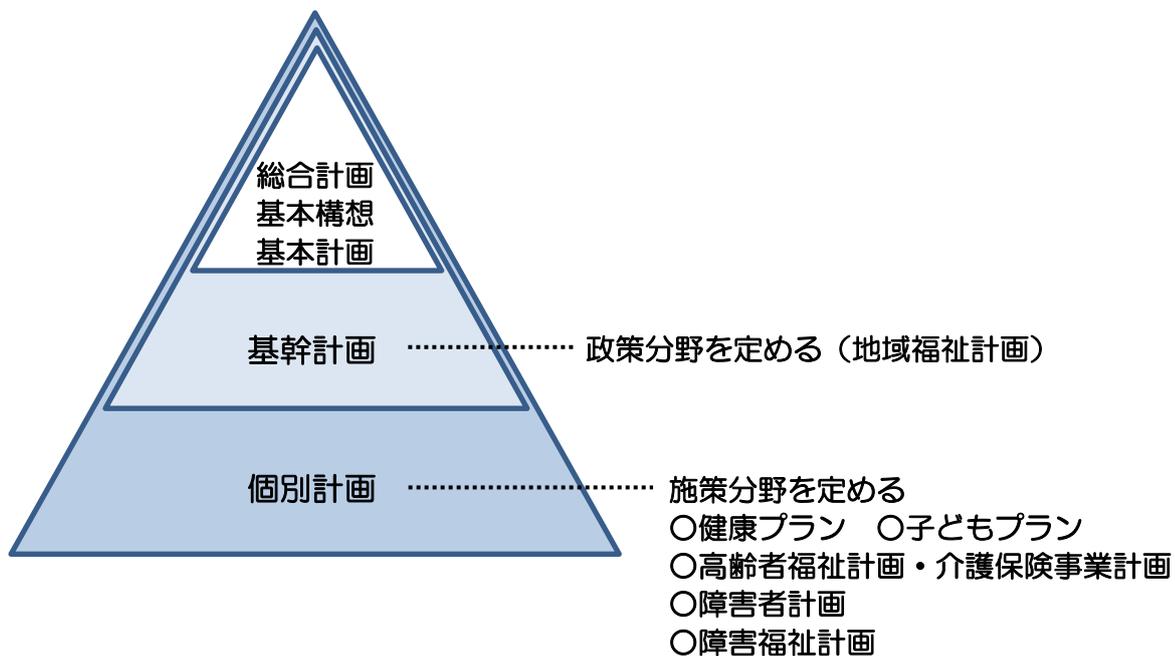
総合計画と個別計画の体系に係る基本的な考え方

市の計画体系は、総合計画を最上位として、政策分野を定める基幹計画、個別の施策分野を定める個別計画の三層とします。

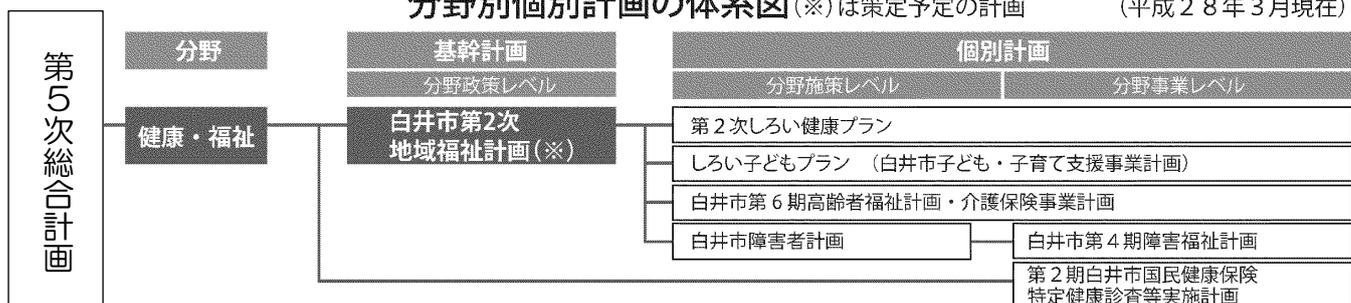
そして、総合計画における取り組みの方向と基幹計画の最上位の目標等が整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合するよう策定します。

このように、総合計画以外の全ての市の計画を総合計画の下に体系化し、連動させて、一体的に計画の実現を推進していくこととします。

## ●計画体系のイメージ



## 分野別個別計画の体系図 (※)は策定予定の計画 (平成28年3月現在)



## 2 白井市地域福祉計画策定等委員会の所掌事項

- ①社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。
- ②白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。

※白井市第2次地域福祉計画の計画期間が平成29年度からスタートしているため、任期中の主な役割は、上記②となります。

【参考】「白井市附属機関条例」より抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（略）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市地域福祉計画策定等委員会	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。 (2) 白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉事業者の代表者 (3) 民生委員・児童委員 (4) 公共的団体等の代表者 (5) 市民	15人以内	3年